

著作権	判決年月日	令和4年4月20日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和3年(ネ)第10074号		
<p>○ ファイル共有ネットワークであるBitTorrentを通じて他人の著作物である動画をダウンロードした者は、その仕組み上、ダウンロードした動画を他のユーザーに対して送信可能な状態に置くことになるから、ダウンロード時点からBitTorrentの使用を中止した時点までの上記動画のダウンロードによる損害について不法行為責任を負う。</p>				

(事件類型) 著作権侵害損害賠償債務不存在確認

(結論) 原判決一部取消、第一審原告の請求一部認容

(関連条文) 著作権法114条1項、民法119条

(原判決) 東京地方裁判所令和2年(ワ)第1573号・令和3年8月27日判決

判決要旨

- 1 本件は、ファイル共有ネットワークであるBitTorrentを通じて一審被告の著作物（本件著作物）を送信可能な状態においていたとして一審被告から損害賠償請求をされた一審原告らが、①本件著作物をダウンロードしていない、②ダウンロードしていてもBitTorrentを通じて送信可能な状態にあったことを認識していない、③第三者がBitTorrentを通じて本件著作物をダウンロードしたことによる損害について、一審原告らの公衆送信によるものか明らかではなく、仮に他の利用者との間で共同不法行為が成立するとしても民法719条後段によるものであり、減免責を認めるべきなどと主張して、損害賠償債務の不存在の確認を求めた事案である。
- 2 原審が、一部の一審原告らについてダウンロード行為が認められないとして債務不存在を確認し、その余の一審原告らについては、それぞれ数万円の限度で債務が存在することを確認する判決をしたところ、双方（一審原告らは一部のみ）が控訴した。
- 3 本判決は、BitTorrentが、ダウンロードしたファイルを同時に送信可能な状態に置くという仕組みであり、また、BitTorrentを通じてファイルなどをダウンロードする際には、同一ファイルを送信可能な状態に置いている複数の利用者の端末からファイルのピースをダウンロードして元のファイルを復元するという仕組みになっているところ、BitTorrentの利用者である一審原告らは、上記のその仕組みを容易に知り得たとして、本件著作物をダウンロードしていたことが証拠上認定できた一審原告らについては、同一審原告らが、本件著作物をダウンロードしてからBitTorrentの使用を中止した時点までの間、同時期にBitTorrentを通じて本件著作物を送信可能な状態に置いていた者（他の一審原告らや氏名不詳者ら）と共同で本件著作物に係る著作権を侵害していたと認め、同時期にダウンロードされたと推定される本件著作物の本数に、一審被告が本件著作物をストリーミング配信により販

売する際の利益額を乗じた額を損害額として認定した。

なお、原判決は、一審原告らが、一審被告から警告書を受領した後に弁護士に相談した時点をもってB i t T o r r e n tの使用を停止したと認定したが、本判決では、控訴審において提出された証拠に基づき、一審原告らが一審被告から警告書を受領した時点でB i t T o r r e n tの使用を停止したと認定したことから、原判決の認定する損害額よりも少額の認定となった。

以 上